

## 議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和元年 9 月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和元年 12 月 6 日

大阪府教育委員会

#### ○事件議決案

- 1 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

#### ○条例案

- 1 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 2 府吏員退隠料等条例一部改正の件
- 3 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 4 大阪府職員基本条例一部改正の件
- 5 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

| 番号 | 件名                        | 概要  |
|----|---------------------------|---|
| 1  | 指定管理者の指定の件<br>(教育委員会所管施設) | <p>(1) 大阪府立門真スポーツセンター</p> <p>指定期間 令和2年4月1日から<br/>令和12年3月31日まで</p> <p>指定する団体 OGS・関電FA・パティネレジャー<br/>門真SC共同事業体</p> <hr/> <p>(2) 大阪府立近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘</p> <p>指定期間 令和2年4月1日から<br/>令和5年3月31日まで</p> <p>指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ</p> <hr/> <p>(3) 大阪府立弥生文化博物館</p> <p>指定期間 令和2年4月1日から<br/>令和5年3月31日まで</p> <p>指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ</p> <hr/> <p>(4) 大阪府立中央図書館</p> <p>指定期間 令和2年4月1日から<br/>令和8年3月31日まで</p> <p>指定する団体 長谷工・大阪共立・TRCグループ</p> |

○条例案

| 番号 | 件名                 | 概要  |
|----|--------------------|---|
| 1  | 職員の給与に関する条例等一部改正の件 | <p>令和元年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任給調整手当の上限の引上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>〔改正前〕 月額250,900円</li> <li>〔改正後〕 月額251,200円</li> </ul> </li> <li>・地域手当の支給割合の引上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>〔改正前〕 11%</li> <li>〔改正後〕 11.8%</li> </ul> </li> <li>・勤勉手当の引上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>〔改正前〕 0.925月</li> <li>〔改正後〕 0.950月</li> </ul>           施行日：公布の日         </li> <li>・住居手当の改定           <ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象となる家賃額の下限の引上げ               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔改正前〕 月額12,000円</li> <li>〔改正後〕 月額16,000円</li> </ul> </li> <li>手当額の上限の引上げ               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔改正前〕 月額27,000円</li> <li>〔改正後〕 月額28,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・初任給相当の号給以下の給料月額及び小学校・中学校教育職給料表1級の最高号給の引上げ（特例措置）           <ul style="list-style-type: none"> <li>施行日：令和2年4月1日</li> </ul> </li> </ul> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与に関する条例</li> <li>・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例</li> <li>・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</li> <li>・一般職の任期付職員の採用等に関する条例</li> </ul> |
| 2  | 府吏員退隠料等条例一部改正の件    | <p>地方自治法及び教育公務員特例法の改正により、規定の整備を行う。</p> <p>施行日：令和2年4月1日</p>  |

|   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| 3 | 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件       | <p>1 吹田市の中核市移行に伴い、児童福祉法等に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務を同市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を吹田市が処理することとする。</p> <p>施行日：令和2年4月1日ほか</p> |
| 4 | 大阪府職員基本条例一部改正の件                       | <p>吹田市の中核市移行に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の研修事務を同市が処理することから、研修の規定については、同市が設置する学校の府費負担教職員には適用しないこととする。</p> <p>施行日：令和2年4月1日</p>   |
| 5 | 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | <p>吹田市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務に係る経由等の事務を同市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>施行日：令和2年4月1日</p>  |

# 大阪府立門真スポーツセンター指定管理候補者の選定結果について

## ■選定結果

### 1 指定管理候補者および指定期間

候補者：OGS・関電FA・パティネレジャー 門真 SC 共同事業体  
(構成員) 代表者 株式会社オージースポーツ  
関電ファシリティーズ株式会社  
株式会社パティネレジャー

期 間：令和2年4月1日から令和12年3月31日(10年間)

### 2 審査結果の概要

#### (1) 申請団体数

上記1団体

#### (2) 選定理由

大阪府から支出する指定管理料の提案金額が参考価格の範囲内であり、施設設備の機能向上・機器の更新に関する投資や自主事業等の積極的な取組みにより、利用者サービスの向上が期待できるため。

#### 【10年間における提案額】

- ・指定管理料：2,369,740千円 (申請条件：2,369,740千円以下)
- ・施設投資額：139,217千円 (申請条件：60,000千円以上)

## ■参考

### 1 募集の経緯

#### (1) 募集要項の配付期間

令和元年8月23日から10月23日

#### (2) 募集要項説明会・現地施設案内

令和元年9月6日

#### (3) 指定管理者指定申請書の受付期間

令和元年10月18日から10月23日

### 2 大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会開催概要

#### (1) 審査の経緯

- ・第1回選定委員会 令和元年8月9日 委員5名出席  
委員長選出、スケジュール・各施設運営状況の説明、募集要項・審査基準、施設見学
- ・第2回選定委員会 令和元年11月12日 委員5名出席  
申請者の書類及びプレゼンテーションの審査、最優先交渉権者の決定

#### (2) 選定委員会委員

| 氏名     | 所属等       | 備考  |
|--------|-----------|-----|
| 非公表(※) | 公認会計士     | 委員長 |
|        | 弁護士       |     |
|        | 経済団体 管理職  |     |
|        | 大学教授      |     |
|        | スポーツ団体 役員 |     |

※来年度、指定管理者公募を実施する保健体育課所管の3施設(体育会館、臨海スポーツセンター、漕艇センター)についても、引き続き同委員が選定を行うため、今年度は非公表とし、来年度に公表。

#### (3) 委員選任の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士、経営分野の学識経験者から各1名、施設の事業活動に関する専門家として学識経験者2名、計5名を選定した。

# 大阪府立近つ飛鳥博物館、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 及び大阪府立弥生文化博物館指定管理候補者選定結果について

## ■選定結果

### 1 指定管理候補者および指定期間

候補者：大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ  
(構成員) 代表者 公益財団法人大阪府文化財センター  
近鉄ビルサービス株式会社

期 間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

### 2 審査結果の概要

#### (1) 申請団体数

上記1団体(非公募)

#### (2) 選定理由

候補者は、施設の適切な管理、施設の効果の発揮、経費の縮減について適正と認められる。  
また、関係機関と連携しての世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」関連事業も提案しており、府施策との整合も図られている。

## ■参考

○大阪府立弥生文化博物館指定管理者選定委員会及び大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会の開催概要

### (1) 審査の経緯

- ・第1回選定委員会 令和元年8月15日 委員5名出席  
施設案内及び説明、委員長の選任、指定要件書及び審査基準案の審議
- ・第2回選定委員会 令和元年10月31日 委員4名出席  
審査基準にもとづく指定管理者指定申請書の審議及び判定

### (2) 選定委員会委員(50音順、敬称略)

| 氏 名    | 所 属 等              | 備 考 |
|--------|--------------------|-----|
| 大里 眞司  | 公認会計士              |     |
| 國下 多美樹 | 龍谷大学文学部歴史学科 教授     | 委員長 |
| 久保 貞也  | 摂南大学経営学部経営情報学科 准教授 |     |
| 白倉 典武  | 弁護士                |     |
| 中久保 辰夫 | 京都橘大学文学部歴史遺産学科 准教授 |     |

### (3) 委員選任の考え方

応募に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、博物館の利用者の視点等、様々な意見を聴取するため、公認会計士、経営分野の有識者及び弁護士から各1名、博物館と考古学に関する学識経験者等から2名、計5名を選定した。

# 大阪府立中央図書館指定管理候補者の選定結果について

## ■選定結果

### 1 指定管理候補者および指定期間

候補者：長谷工・大阪共立・TRCグループ  
(構成員) 代表者 株式会社長谷工コミュニティ  
株式会社大阪共立  
株式会社図書館流通センター

期 間：令和2年4月1日から令和8年3月31日（6年間）

### 2 審査結果の概要

#### (1) 申請団体数

上記1団体

#### (2) 選定理由

候補者は、グループ各社ともに組織体制や財務基盤等が安定しており、施設の適切な維持管理及び利用者ニーズに沿った魅力的なイベント企画等を提案している。

各社のノウハウ等を存分に活用して効率化に取組み、府民への還元に努められたい。

働き方改革に配慮しつつ、従前の取組み内容を踏まえ、更なる府民サービスの向上に取り組みたい。

#### 【6年間における提案額】

・指定管理料：1,112,160千円（申請条件：1,112,220千円以下）

## ■参考

### 1 募集の経緯

#### (1) 募集要項の配付期間

令和元年8月9日から10月4日

#### (2) 募集要項説明会・現地施設案内

令和元年8月29日

#### (3) 指定管理者指定申請書の受付期間

令和元年10月7日から10月11日

### 2 大阪府立中央図書館指定管理者選定委員会開催概要

#### (1) 審査の経緯

・第1回選定委員会 令和元年7月23日 委員4名出席

委員長選任、審査基準の決定

・第2回選定委員会 令和元年10月31日 委員4名出席

申請者の書類及びプレゼンテーションの審査、最優先交渉権者の決定

#### (2) 選定委員会委員

| 氏名     | 所属等   | 備考  |
|--------|-------|-----|
| 非公表(※) | 公認会計士 |     |
|        | 弁護士   |     |
|        | 大学教授  |     |
|        | 大学講師  |     |
|        | 団体役員  | 委員長 |

※令和2年度に同委員会による中之島図書館の指定管理者の選定を予定しているため、選定の公平性を確保する観点から、中之島図書館の指定管理者選定後に公表する。

#### (3) 委員選任の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士、経営分野の学識経験者から各1名、図書館運営に関する学識経験者1名、指定管理者制度及び事業企画立案に関する専門家1名の計5名を選定した。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(初任給調整手当)<br/>第十二条 (略)</p>  | <p>(初任給調整手当)<br/>第十二条 (略)</p>  |
| <p>一 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二十五万千二百円</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>   | <p>一 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二十五万九百円</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>  |
| <p>(地域手当)<br/>第十三条の二 (略)</p> <p>一 大阪府の区域 百分の十一・八</p> <p>二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p>   | <p>(地域手当)<br/>第十三条の二 (略)</p> <p>一 大阪府の区域 百分の十一</p> <p>二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十四を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p>   |
| <p>第十三条の三 医療職給料表(二)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>  | <p>第十三条の三 医療職給料表(二)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>  |
| <p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署(以下「大阪府の区域等」という。)に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内</p> | <p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署(以下「大阪府の区域等」という。)に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p>で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき(異動等後の支給割合が百分の十一・八未満である場合に限る。)、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合)にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。</p> <p>一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。)(異動等前の支給割合が百分の十一・八を超える場合にあつては、百分の十一・八)を超える場合</p> <p>二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が百分の十一・八を超える場合にあつては、百分の十一・八)に百分の八十を乗じて得た割合</p> | <p>で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき(異動等後の支給割合が百分の十一未満である場合に限る。)、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合)にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。</p> <p>一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。)(異動等前の支給割合が百分の十一を超える場合にあつては、百分の十一)に百分の八十を乗じて得た割合</p> |
|--|--|

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|   |   |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>(住居手当)<br/>第十三条の五 (略)</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万六千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>二 第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定</p> | <p>改正前</p> <p>(住居手当)<br/>第十三条の五 (略)</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>二 第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>24—30 (略)</p> <p>23 別表第四口の規定にかかわらず、第三条第一項第四号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員であつて、その属する職務の級及びその受ける号給が附則別表第二に掲げられているものの給料月額を、当分の間、号給の区分に応じて附則別表第二に定める額とする。</p> <p>22 別表第一から別表第五までの規定にかかわらず、その者が属する職務の級及びその受ける号給が附則別表第一に掲げられている職員の給料月額を、当分の間、給料表、職務の級及び号給の区分に応じて附則別表第一に定める額とする。</p> <p>(小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額等に関する特例)</p> <p>1—21 (略)</p> <p>(特定の職員の給料月額等に関する特例)</p> | <p>22—28 (略)</p>  |
| <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 月額二万七千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万六千円を控除した額</p> <p>ロ 月額二万七千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円)を一万千円に加算した額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附則</p>  | <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額</p> <p>ロ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円)を一万千円に加算した額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附則</p> |

附則の次に次の二表を加える。

附則別表第1 特定の職員の給料月額 (附則第22項関係)

| 給料表<br>職務の級<br>号 | 行政職<br>給料表 |         | 研究職<br>給料表 |         | 医療職<br>給料表(一) |         | 医療職<br>給料表(二) |         | 医療職<br>給料表(三) |         | 高等教育<br>職給料表 |         | 中学校<br>職給料表 |         | 公安職<br>給料表 |         |
|------------------|------------|---------|------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|--------------|---------|-------------|---------|------------|---------|
|                  | 1級         | 2級      | 1級         | 2級      | 1級            | 2級      | 1級            | 2級      | 1級            | 2級      | 1級           | 2級      | 1級          | 2級      | 1級         | 2級      |
| 1                | 144,600    | 144,900 | 249,200    | 149,800 | 163,600       | 191,400 | 158,700       | 191,400 | 163,600       | 191,400 | 158,700      | 174,500 | 168,400     | 174,500 | 168,400    | 209,300 |
| 2                | 145,700    | 146,000 | 251,700    | 151,200 | 165,000       | 194,200 | 160,200       | 194,200 | 165,000       | 194,200 | 160,200      | 176,500 | 170,100     | 176,500 | 170,100    | 211,300 |
| 3                | 146,900    | 147,200 | 254,200    | 152,600 | 166,500       | 196,900 | 161,700       | 196,900 | 166,500       | 196,900 | 161,700      | 178,600 | 171,900     | 178,600 | 171,900    | 213,400 |
| 4                | 148,000    | 148,300 | 256,700    | 154,000 | 167,900       | 199,600 | 163,200       | 199,600 | 167,900       | 199,600 | 163,200      | 180,700 | 173,600     | 180,700 | 173,600    | 215,400 |
| 5                | 149,100    | 149,400 | 259,000    | 155,200 | 169,300       | 202,400 | 164,900       | 202,400 | 169,300       | 202,400 | 164,900      | 182,600 | 175,100     | 182,600 | 175,100    | 215,400 |
| 6                | 150,200    | 150,700 | 262,800    | 157,000 | 170,800       | 204,100 | 166,800       | 204,100 | 170,800       | 204,100 | 166,800      | 184,800 | 177,000     | 184,800 | 177,000    | 215,400 |
| 7                | 151,300    | 152,000 | 266,500    | 158,700 | 172,300       | 205,700 | 168,600       | 205,700 | 172,300       | 205,700 | 168,600      | 187,000 | 178,800     | 187,000 | 178,800    |         |
| 8                | 152,400    | 153,300 | 270,100    | 160,400 | 173,800       | 207,400 | 170,400       | 207,400 | 173,800       | 207,400 | 170,400      | 189,200 | 180,700     | 189,200 | 180,700    |         |
| 9                | 153,500    | 154,400 | 274,000    | 162,100 | 175,100       | 209,100 | 172,200       | 209,100 | 175,100       | 209,100 | 172,200      | 191,400 | 182,400     | 191,400 | 182,400    |         |
| 10               | 154,900    | 156,100 | 278,600    | 163,700 | 176,700       | 209,100 | 174,200       | 209,100 | 176,700       | 209,100 | 174,200      | 194,200 | 184,000     | 194,200 | 184,000    |         |
| 11               | 156,200    | 157,700 | 283,200    | 165,300 | 178,200       | 209,100 | 176,200       | 209,100 | 178,200       | 209,100 | 176,200      | 196,900 | 185,600     | 196,900 | 185,600    |         |
| 12               | 157,500    | 159,300 | 287,800    | 166,900 | 179,700       | 209,100 | 178,100       | 209,100 | 179,700       | 209,100 | 178,100      | 199,600 | 187,300     | 199,600 | 187,300    |         |
| 13               | 158,700    | 160,800 | 292,000    | 168,400 | 181,100       | 209,100 | 180,000       | 209,100 | 181,100       | 209,100 | 180,000      | 202,400 | 189,100     | 202,400 | 189,100    |         |
| 14               | 160,200    | 162,700 | 296,700    | 170,300 | 183,100       | 209,100 | 182,200       | 209,100 | 183,100       | 209,100 | 182,200      | 204,100 | 191,200     | 204,100 | 191,200    |         |
| 15               | 161,700    | 164,600 | 301,600    | 172,300 | 185,100       | 209,100 | 184,400       | 209,100 | 185,100       | 209,100 | 184,400      | 205,700 | 193,300     | 205,700 | 193,300    |         |
| 16               | 163,300    | 166,500 | 306,400    | 174,200 | 187,100       | 209,100 | 186,600       | 209,100 | 187,100       | 209,100 | 186,600      | 207,400 | 195,400     | 207,400 | 195,400    |         |
| 17               | 164,500    | 168,300 | 311,000    | 176,100 | 198,800       | 209,100 | 188,800       | 209,100 | 198,800       | 209,100 | 188,800      | 209,100 | 197,500     | 209,100 | 197,500    |         |
| 18               | 166,000    | 170,500 | 315,600    | 177,900 | 201,200       | 209,100 | 191,400       | 209,100 | 201,200       | 209,100 | 191,400      | 209,100 | 199,900     | 209,100 | 199,900    |         |
| 19               | 167,500    | 172,700 | 320,100    | 179,800 | 203,500       | 209,100 | 193,900       | 209,100 | 203,500       | 209,100 | 193,900      | 209,100 | 202,300     | 209,100 | 202,300    |         |
| 20               | 169,000    | 174,800 | 324,700    | 181,600 | 205,800       | 209,100 | 196,300       | 209,100 | 205,800       | 209,100 | 196,300      | 209,100 | 204,700     | 209,100 | 204,700    |         |
| 21               | 170,300    | 177,000 | 328,900    | 183,500 | 208,200       | 209,100 | 198,800       | 209,100 | 208,200       | 209,100 | 198,800      | 209,100 | 207,100     | 209,100 | 207,100    |         |
| 22               | 173,000    | 179,400 | 332,900    | 185,000 | 209,600       | 209,100 | 200,500       | 209,100 | 209,600       | 209,100 | 200,500      | 209,100 | 208,900     | 209,100 | 208,900    |         |
| 23               | 175,600    | 181,700 | 336,700    | 186,500 | 210,900       | 209,100 | 202,100       | 209,100 | 210,900       | 209,100 | 202,100      | 210,700 | 210,700     | 210,700 | 210,700    |         |
| 24               | 178,200    | 184,000 | 340,600    | 188,000 | 212,300       | 209,100 | 203,800       | 209,100 | 212,300       | 209,100 | 203,800      | 210,700 | 210,700     | 210,700 | 210,700    |         |
| 25               | 180,800    | 186,100 | 343,900    | 193,400 | 213,600       | 209,100 | 205,300       | 209,100 | 213,600       | 209,100 | 205,300      | 210,700 | 210,700     | 210,700 | 210,700    |         |
| 26               | 182,500    | 188,200 | 343,900    | 193,400 | 213,600       | 209,100 | 205,300       | 209,100 | 213,600       | 209,100 | 205,300      | 210,700 | 210,700     | 210,700 | 210,700    |         |
| 27               | 184,200    | 190,300 | 343,900    | 193,400 | 213,600       | 209,100 | 205,300       | 209,100 | 213,600       | 209,100 | 205,300      | 210,700 | 210,700     | 210,700 | 210,700    |         |
| 28               | 185,900    | 192,400 | 343,900    | 193,400 | 213,600       | 209,100 | 205,300       | 209,100 | 213,600       | 209,100 | 205,300      | 210,700 | 210,700     | 210,700 | 210,700    |         |
| 29               | 187,300    | 204,100 |            |         |               |         |               |         |               |         |              |         |             |         |            |         |
| 30               | 187,300    | 204,100 |            |         |               |         |               |         |               |         |              |         |             |         |            |         |
| 31               | 187,300    | 204,100 |            |         |               |         |               |         |               |         |              |         |             |         |            |         |
| 35               |            |         |            | 210,000 |               |         |               |         |               |         |              |         |             |         |            |         |

|    |  |         |  |         |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|---------|--|---------|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 36 |  |         |  |         |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 37 |  |         |  |         |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 39 |  | 203,500 |  | 227,500 |  | 210,000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 40 |  | 203,500 |  | 227,500 |  | 210,000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 41 |  | 209,000 |  | 232,500 |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 42 |  | 209,000 |  | 232,500 |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 43 |  | 209,000 |  | 232,500 |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考

- 1 行政職給料表の1級39号給及び40号給並びに医療職給料表(二)の1級35号給から37号給までの給料月額は、薬剤師及び獣医師に限り適用する。
- 2 行政職給料表の1級41号給から43号給までの給料月額は、医師及び歯科医師に限り適用する。
- 3 研究職給料表の1級39号給及び40号給の給料月額は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。以下同じ。)において、同法第87条第2項に規定する課程(以下「6年課程」という。)(医学又は歯学を履修する課程を除く。)を修めて卒業した者に限り適用する。
- 4 研究職給料表の1級41号給及び42号給の給料月額は、大学において6年課程(医学又は歯学を履修する課程に限る。)を修めて卒業した者に限り適用する。

附則別表第2 小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額（附則第23項関係）

| 職務の級<br>号 給 | 1 級<br>給料月額 |
|-------------|-------------|
|             | 円           |
| 126         | 311,100     |
| 127         | 311,300     |
| 128         | 311,500     |
| 129         | 311,700     |
| 130         | 311,900     |
| 131         | 312,100     |
| 132         | 312,300     |
| 133         | 312,500     |
| 134         | 312,700     |
| 135         | 312,900     |
| 136         | 313,100     |
| 137         | 313,300     |
| 138         | 313,500     |
| 139         | 313,700     |
| 140         | 313,900     |
| 141         | 314,100     |
| 142         | 314,300     |
| 143         | 314,500     |
| 144         | 314,700     |
| 145         | 314,900     |
| 146         | 315,100     |
| 147         | 315,300     |
| 148         | 315,500     |
| 149         | 315,700     |
| 150         | 315,900     |
| 151         | 316,100     |
| 152         | 316,300     |
| 153         | 316,500     |
| 154         | 316,700     |
| 155         | 316,900     |
| 156         | 317,100     |
| 157         | 317,300     |

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)  
 第三条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(勤勉手当)<br/>           第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3—6 (略)</p> | <p>(勤勉手当)<br/>           第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額</p> <p>3—6 (略)</p> |

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)  
 第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(給与条例等の適用除外等)<br/>           第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二條第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百三十一」とあるのは「百分の百七十一」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五條第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p> | <p>(給与条例等の適用除外等)<br/>           第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二條第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百三十一」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五條第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p> |

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|       | 改正後  | 改正前  |
|-------|--|--|
|       | 第八条 (略)<br>2 (略)<br>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。 | 第八条 (略)<br>2 (略)<br>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。 |
| 4 (略) |  | 4 (略)  |

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、附則第四項及び附則第五項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第一条改正後給与条例」という。)、第三条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(以下「新期末勤勉手当条例」という。)、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「新任期付研究員条例」という。)、及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(内 払)

3 第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて平成三十一年四月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(住居手当に関する経過措置)

- 4 第二条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十三条の五の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十三条の五の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第二条において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。
  - 一 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十三条の五第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - 二 旧手当額から第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十三条の五第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



大阪府条例第 号

府吏員退隠料等条例の一部を改正する条例

府吏員退隠料等条例（昭和九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第一条（略）</p> <p>一 地方自治法第二百四条第一項ニ規定スル職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條ノ第一項第二号ニ掲グル職員ヲ除ク）但シ恩給法ノ一部ヲ改正スル法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條並ニ恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第十項及第十一項ノ規定ニ依リ恩給法（大正十二年法律第四十八号）ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>二（略）</p> <p>三 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条及教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第八条第一項ニ規定スル府立学校（旧制専門学校ヲ含ム）ノ学長、校長、部局長、教員（講師ニアツテハ常時勤務ノ者及地方公務員法第二十八條ノ五第一項ニ規定スル短時間勤務ノ職ヲ占メル者ニ限リ次項ニ規定スル講師、助教諭及養護助教諭ヲ除ク）及助手（以下教育職員ト云フ）但シ教育公務員特例法附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>四（略）</p> <p>本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師（以下準教育職員ト云フ）ヲ謂フ</p> | <p>第一条（略）</p> <p>一 地方自治法第二百四条第一項ニ規定スル職員但シ恩給法ノ一部ヲ改正スル法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條並ニ恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第十項及第十一項ノ規定ニ依リ恩給法（大正十二年法律第四十八号）ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>二（略）</p> <p>三 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条及教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第八条第一項ニ規定スル府立学校（旧制専門学校ヲ含ム）ノ学長、校長、部局長、教員（次項ニ規定スル講師及助教諭ヲ除ク）、助手及養護助教諭（次項ニ規定スル養護助教諭ヲ除ク）（以下教育職員ト云フ）但シ教育公務員特例法附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク</p> <p>四（略）</p> <p>本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師（以下準教育職員ト云フ）ヲ謂フ</p> |

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第十条（略）<br/>一―二十（略）<br/>二十一 法第七十九条第二項の規定による届出の受理に関する事務（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、法第五条第十八項に規定する特定相談支援事業に限る。以下同じ。）に係るものに限る。）<br/>二十二・二十三（略）</p> | <p>第十条（略）<br/>一―二十（略）<br/>二十一 法第七十九条第二項の規定による届出の受理に関する事務（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、法第五条第十六項に規定する特定相談支援事業に限る。以下同じ。）に係るものに限る。）<br/>二十二・二十三（略）</p> |

第二条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（市町村が処理する事務の範囲等）<br/>第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。）第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。）、町（島本町及び忠岡町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。<br/>2 法、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。）及び大阪府児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設（以下この条において「助産施設」という。）、法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下この条において「母子生活支援施設」という。）、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）及び児童館に係るもの）に限り、第五号から第七号まで、第十号及び第二十一号から第二十三号ま</p> | <p>（市町村が処理する事務の範囲等）<br/>第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。）第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。）、町（島本町及び忠岡町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。<br/>2 法、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。）及び大阪府児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設（以下この条において「助産施設」という。）、法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下この条において「母子生活支援施設」という。）、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）及び児童館に係るもの）に限り、第五号から第七号まで、第十号及び第二十一号から第二十三号ま</p> |

でに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限る。第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定子ども園法」という。)第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下この条において「幼保連携型認定子ども園」という。)を除く。)若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園の認可を取り消されたものを含む。)(以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一二三 (略)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。)、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。)及び村の区域に係るもの

でに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限る。第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定子ども園法」という。)第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下この条において「幼保連携型認定子ども園」という。)を除く。)若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園の認可を取り消されたものを含む。)(以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一二三 (略)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。)、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。)及び村の区域に係るものは、それ

は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一十三 (略)

#### 第五条 (略)

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

第六条 老人福祉法(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一九 (略)

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十四号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(定員二十九人以下のものに限る。))に係る事務に限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一八 (略)

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(大東市の区域にあつては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一十三 (略)

#### 第五条 (略)

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

第六条 老人福祉法(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一九 (略)

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十四号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(定員二十九人以下のものに限る。))に係る事務に限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一八 (略)

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(大東市の区域にあつては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第七條 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この条において「法」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号。以下この条において「令」という。)、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下この条において「改正政令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

2 法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導(当該貸付けの申請前に行うものに限る。)に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪を除く。)及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第七條 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この条において「法」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号。以下この条において「令」という。)、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下この条において「改正政令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

2 法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導(当該貸付けの申請前に行うものに限る。)に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪を除く。)及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第九條 介護保険法(以下この条において「法」という。)

並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務)にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行

第九條 介護保険法(以下この条において「法」という。)

並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務)にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行

療養介護に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

療養介護に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第七号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第八号)及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第十号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一二三 (略)

一一二三 (略)

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第七号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項第一号において同じ。)であつて、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

2 (略)

2 (略)

第十二条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二 (略)

第十二条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二 (略)

第十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律

第十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律

施行令（平成二十二年政令第三百三十五号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二（略）

施行令（平成二十二年政令第三百三十五号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二（略）

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府職員基本条例の一部を改正する条例

大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(適用除外)<br/>第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十一条の規定は、<u>豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</u></p> | <p>(適用除外)<br/>第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十一条の規定は、<u>豊中市、池田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</u></p> |

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。



大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(市町村が処理する事務の範囲等)<br/>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務</p> <p>五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務</p> <p>六―十二 (略)</p> <p>2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一―七 (略)</p> <p>3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>(市町村が処理する事務の範囲等)<br/>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務</p> <p>五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務</p> <p>六―十二 (略)</p> <p>2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一―七 (略)</p> <p>3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。